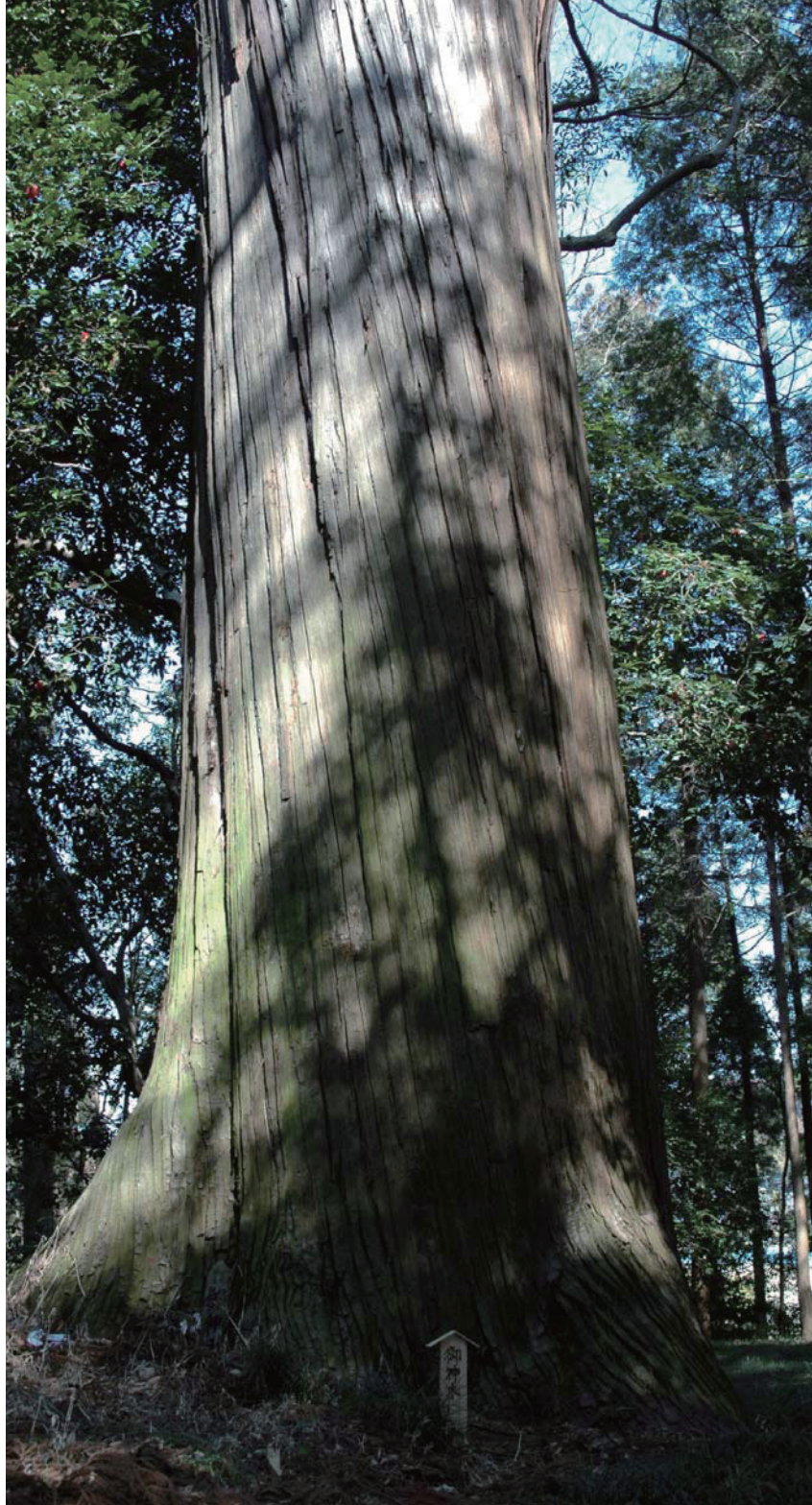


資料編

A P P E N D I X



〔資料1〕 山武市総合計画後期基本計画策定方針……………	88
〔資料2〕 後期基本計画策定の組織体制……………	94
〔資料3〕 山武市総合計画審議会委員名簿……………	95
〔資料4〕 山武市総合計画後期基本計画(案)について(諮問)……………	96
〔資料5〕 山武市総合計画後期基本計画(案)について(答申)……………	97
〔資料6〕 後期基本計画策定経緯……………	98
〔資料7〕 山武市総合計画基本構想……………	100

資料1 山武市総合計画後期基本計画策定方針

山武市は、平成18年3月27日に成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町の4町村が合併して誕生しました。それを受けて、平成20年3月に「山武市総合計画」を策定し、その精神として『協治』によるまちづくりを掲げ、行政と議会・市民・地域団体・企業・NPOなど多様な主体が、それぞれ果たすべき責任と役割を自覚しながら、一体となって考え、行動し、地域の課題を解決していくことを目指してきました。平成25年度からは総合計画の後期計画期間に入りますが、その策定にあたっては前期計画期間中の環境変化や成果達成状況を踏まえ、必要な見直しを行います。そこで、その基本的な方針を示すため、ここに後期基本計画策定方針を定めます。

加えて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、その被害からの復旧・復興を成し遂げるために、「山武市復旧・復興計画」(以下「復興計画」という。)を策定しています。住宅や産業を支える基盤の復旧だけではなく、「新しい時代の地域社会の創造」という視点からの復興を目指しています。後期基本計画は、この復興計画の理念を具現化する計画でもあります。

これまで本市は、山武市総合計画の進行管理に行政評価の手法を用いて、市が実施している施策と基本事業の目的や達成度に対して成果指標を設定し、効率的な行政運営に努めてきました。このことは、行政の透明性を高め、市の行う事業を誰にでも分かりやすく説明することにも繋がっています。現在、日本全国において、少子高齢化の進展、環境問題の深刻化、地方分権の進展等、社会を取り巻く環境が急速に変化しています。東日本大震災を一つの契機として、これまで取り組んできた行政経営の手法をさらに深化させ、今まで以上に市民とともに手を携えて「自らが考え、自らが決めて積極的に行動し、その結果を自らの責任として受け入れる」という、独立都市さんむのあるべき姿を実現していくために、後期基本計画を策定します。

1 後期基本計画策定の基本的な考え方

(1) 復興と市民参画・協働

東日本大震災により、山武市も大きな被害を受けました。さらには、社会が抱える様々な課題、具体的には加速する少子高齢化や逼迫する世界経済等は、否定できない現実です。

後期基本計画は、震災からの復興や社会の変化に対して力強く取り組むために、市民が主役のまちづくりを推進します。地方分権の進展により、市の果たすべき役割も、市民の果たす役割も大きくなっています。市民と行政が、互いに自覚と責任感を持って、それぞれの立場でまちづくりを行うことを目指します。

また、市民意識調査、住民説明会、パブリックコメント等を実施し、分野別、地域別等の様々な観点から計画全般にわたる市民の意見を集約していくことで、市民と行政が協働し、互いに信頼と責任を持って、魅力ある山武市を築いていける計画とします。

さらに、復興計画で掲げている「新しい時代の地域社会の創造」の視点を取り入れた計画とするとともに、今まで以上に「コミュニティのつながり」を大切にし、自らの力で自らの地域を支えていく「自力再生」、エネルギーのあり方を見直す「省エネ化社会」を目指し、総合計画の将来都市像で掲げている「誰もがしあわせを実感できる独立都市 さんむ」を実現する計画とします。

(2) わかりやすさと実現性の高さ

後期基本計画は、誰にでもわかりやすい表現に努め理解が得られる内容とし、厳しい財政状況を踏まえながらも、将来の山武市を見据えた実現性の高い計画とします。また、前期基本計画同様に、行政評価で用いている成果指標等を活用し、進捗度、達成度、効果等を把握しやすい計画とします。

(3) 前期基本計画の評価、達成状況を踏まえた策定

前期基本計画で導入した行政評価（施策評価）の成果指標値の推移や評価（原因分析）を活用し、Plan-Do-Seeのマネジメントサイクルを回して策定される計画とします。

2 総合計画の構成

総合計画は、山武市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画であり、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

(1) 基本構想

時流の変化や山武市の現状を踏まえ、市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、まちづくりの基本理念と将来都市像を示すとともに、その実現に向けた基本施策(政策の大綱)などを明らかにする長期計画です。

(2) 基本計画

基本構想に掲げる将来都市像を達成するために、政策の大綱に従い、社会情勢や財政状況等を勘案し、5年間で取り組むべき具体的施策を定めた中期計画です。今回は後期5か年の基本計画を策定します。

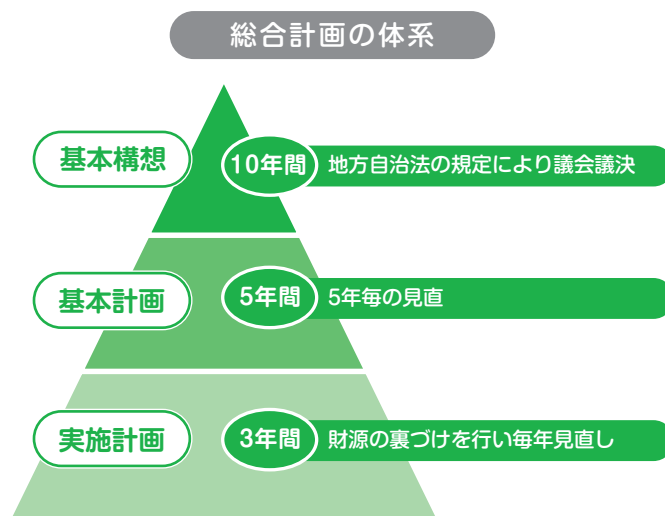
(3) 実施計画

基本計画に示された具体的施策を効果的に実施するために、具体的な事務事業を明らかにし、毎年度の事業計画、予算編成等の指針となる短期計画です。

実施計画は、3か年のローリング方式とし、毎年度進捗状況を把握し、また成果の評価を実施し計画の見直しを行います。

3 総合計画の目標年次

- ① 基本構想(10か年計画):平成20～29年度
- ② 基本計画(5か年計画):平成25～29年度 ※後期基本計画
- ③ 実施計画(3か年計画):平成25～27年度 ※3か年のローリング方式



4 策定方針 ー前期基本計画の評価を基に策定するー

(1) 序論

最新の情報や社会環境変化、東日本大震災を踏まえ、適宜、記述の見直しを行います。

(2) 基本構想

総合計画の計画期間10年の中間にあたるため、基本的に見直しは行いません。

※基本構想は、議会での議決を経ており、変更には議会承認が必要となります。

(3) 基本計画

前期基本計画における施策の取組状況や成果、社会的な環境の変化、復興計画等を踏まえ、下記項目の見直しを行います。

項 目	見直し及び設定内容
基本計画策定にあたって	後期基本計画と復興計画との相互の関連性を図示し、市としての整合性のある計画として示します。
施策	構 成:必要があれば見直し めざす姿:法改正や方針変更で大きく変更する場合等必要があれば見直し 成果指標:①めざす姿の変更に伴う成果指標の変更 ②より成果としてふさわしい成果指標の追加
基本事業	構 成:①施策成果実現の手段である基本事業の追加、削除 ②復興計画に伴う追加、見直し めざす姿:法改正や前期基本計画の達成状況に基づき、必要な場合に見直し 成果指標:①めざす姿の変更に伴う成果指標の変更 ②より成果としてふさわしい成果指標の追加
後期目標値 (平成29年度)	前期基本計画の評価結果に基づき設定します。

(4) 新市建設計画と総合計画の関係

新市建設計画は、合併後の市町村の一体的なまちづくりを速やかに確立するために、合併に伴う財政支援措置を有効に活用しながら計画を推進していくというもので、特に、合併特例債を受ける際に根拠となる重要な計画です。

また、新市建設計画には、新市の進むべき方向についてのより詳細で具体的な内容については、山武市において策定する基本構想、基本計画、実施計画のいわゆる総合計画に委ねることが記されています。

したがって、山武市の総合計画では、新市建設計画で示された将来像、基本理念等を尊重しながら、復興計画の推進をはじめ財政状況等を踏まえながら、山武市のまちづくりに対応していきます。

5 総合計画策定体制

(1) 庁内体制

- ① 前期基本計画にならい、主管課長を中心に、施策単位での基本計画の見直し作業(「7. その他」にある具体的作業内容)を行い、原案の策定及び総合計画審議会やパブリックコメントへの対応を行います。
- ② 策定方針の決定、全庁的事項に係る調整、後期目標値の調整方針、最終案は、庁議で決定します。
- ③ 策定に係る事務局は、行政評価推進事務局で行います。必要に応じて、企画政策課、財政課、総務課で協議を行い、進め方を検討します。

(2) 市民参画

広く市民の意見や提案を反映させるため、策定過程の積極的な情報公開、住民説明会、パブリックコメント等を実施し、市民参画に努めます。

- ① まちづくり市民アンケート
 - ・ 無作為抽出の市民3,000人に対して実施します。
- ② パブリックコメント
 - ・ 提出された意見は総合計画審議会で報告します。

(3) 審議機関

① 山武市総合計画審議会

市議会の議員、学識経験のある者、関係行政機関の職員及び公共的団体等を代表する者、又はその他市長が必要と認める者で構成する委員数20名以内の山武市総合計画審議会を設置し、市長の諮問する山武市総合計画に関する事項について調査及び審議を受けます。
(山武市総合計画審議会条例第3条)

② 各地区地域審議会

市長が諮問する山武市総合計画に関する事項について審議を受けます。また、総合計画、当該地域に関する意見や提案については、当該地域審議会の意見をいただきます。
(地域審議会の設置に関する協議第3条)

6 総合計画策定スケジュール

山武市総合計画後期基本計画は、平成25年3月を目途に策定するものとします。

- 24年1月 後期基本計画策定説明会
- 24年2月 施策設定(見直し)会議 (2時間×6政策)
- 24年3月 基本計画見直しヒアリング(1施策60分)
- 24年4月 基本計画見直し内容について全庁調整
- 24年5月 政策基礎調査兼成果指標取得アンケート
- 24年7月 施策優先度検討
- 24年8月 後期計画目標値の検討
- 24年9～12月 総合計画審議会等での審議、パブリックコメント
- 25年2月 議会報告

7 その他(施策主管課長、担当による主な作業)

(1)「施策設定(見直し)会議」にて、施策の構成見直し(時期はH24.2月上旬予定)

法改正、社会環境変化、復興計画を受け、28施策の構成の見直しを、政策別に課長級で、2日程度の会議を行い、検討します。

(2)「基本計画見直し帳票」による修正・見直し(時期はH24.2月予定)

(帳票配布、詳細説明は後期計画策定説明会[課長級～係長級対象]で。)

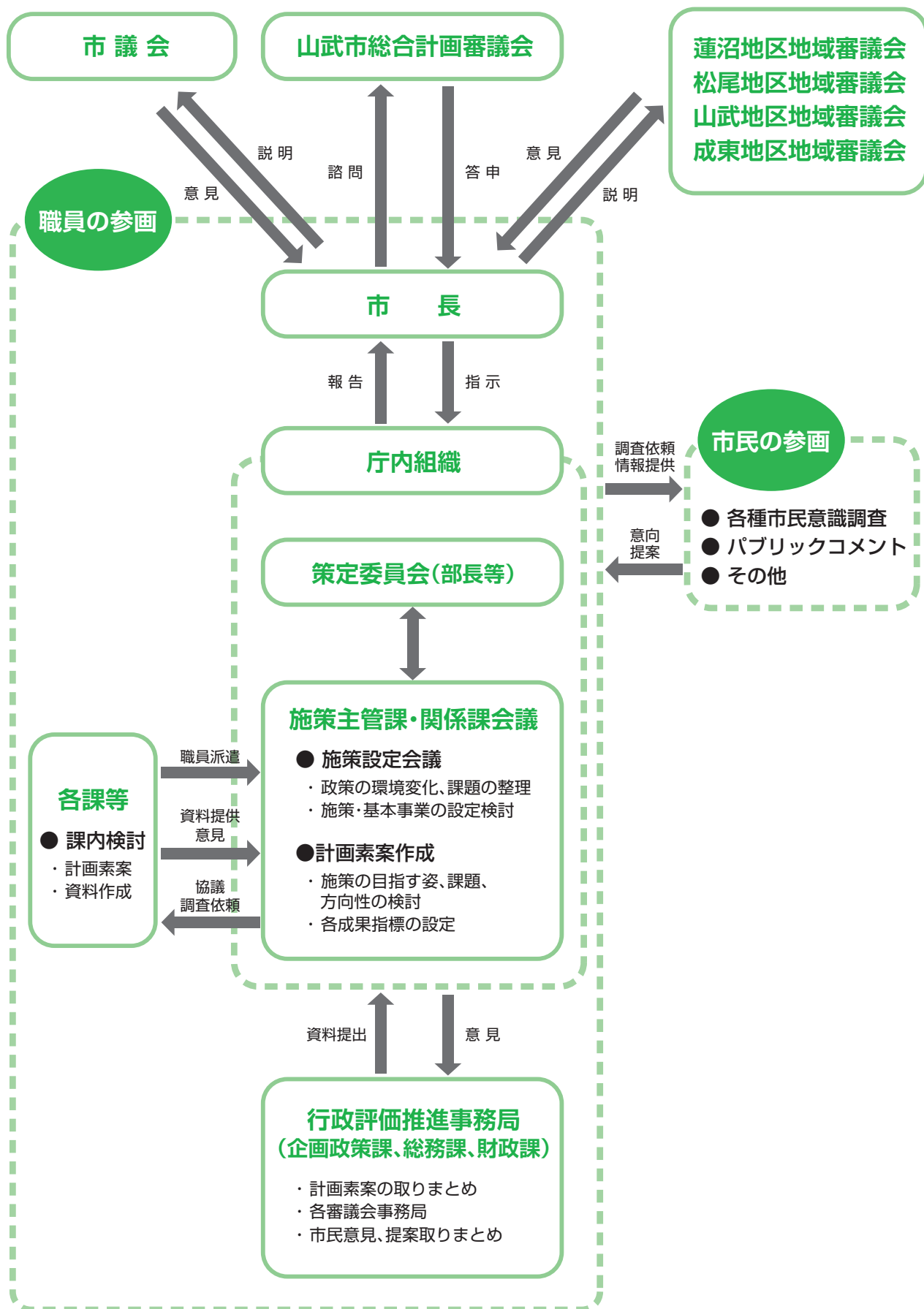
◆以下の事項について確認し帳票を作成する。

- ① 前期計画の中間評価
 - ② 施策の方向性の転換必要性
 - ③ 施策内の事務事業の動向
 - ④ 後期計画に向けた施策の環境変化と課題の更新、見直し
 - ⑤ 施策や基本事業の対象、意図、成果指標の追加、削除、変更
 - ⑥ 指標の取得方法(業務取得、アンケート)、算定式を決定
- ※基本事業の他施策への移管も可能(例:子どもの安全は「教育」→「防犯」へ等)

(3) 修正後の「基本計画見直し帳票」を基にヒアリングを実施。(時期はH24.3月予定)

(4)「後期目標値」の設定(時期は、H24.8月以降)

資料2 後期基本計画策定の組織体制



資料3 山武市総合計画審議会委員名簿

【委嘱日 平成24年7月1日】

区 分	氏 名	所 属	備 考
第1号委員 市議会議員	萩原 善和	議会議長	
	本山 英子	総務常任委員長	
第2号委員 学識経験者	関谷 昇	千葉大学法経学部准教授	会長
	宮崎 毅	明海大学経済学部准教授	
第3号委員 関係行政機関 公共的団体を 代表する者	今関 紘	区長会連合会長、蓮沼地区 地域審議会会長	
	花澤 健	消防団団長	
	橋本 榮潤	農業委員会会長	平成24年11月30日まで
	篠原 元	農業委員会会長	平成24年12月3日から
	五木田 孝義	教育委員会委員長	
	行木 静	商工会会長	
	秋葉 修	観光協会会長	
	金杉 等	社会福祉協議会会長	
	伊藤 嘉一	民生委員児童委員協議会 会長	
	藤田 浩子	保健推進員協議会会長	
第4号委員 その他市長が必要と 認める者	小島 妃佐子	住民ディレクター 山武地域SNS協議会 (事務局長)	
	櫻田 晴美	NPO法人さんさん味工房 理事長	
	遠藤 典子	PTA連絡協議会副会長	
	小川 明子	PTA連絡協議会会計	
	奥田 政美	松尾地区地域審議会会長	
	高橋 照美	山武地区地域審議会会長	
	高木 壽	成東地区地域審議会会長	副会長

序
論

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

政策
6

資料
編

資料4 山武市総合計画後期基本計画(案)について(諮問)

山武市総合計画審議会
会長 関谷 昇 様

総 企 政 第 1 9 7 号
平成24年12月21日

山武市長 椎 名 千 収

山武市総合計画後期基本計画(案)について(諮問)

山武市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、山武市総合計画後期基本計画(案)について貴審議会の意見を求めます。

資料5 山武市総合計画後期基本計画(案)について(答申)

平成25年2月1日

山武市長 椎 名 千 収 様

山武市総合計画審議会
会長 関 谷 昇

山武市総合計画後期基本計画(案)について(答申)

平成24年12月21日付け総企政第197号で諮問のありました山武市総合計画後期基本計画(案)について、下記のとおり答申します。

記

山武市総合計画は、少子高齢化の進展や環境問題の深刻化、地方分権化の進展など社会を取り巻く環境の急速な進展を踏まえ、市民と行政との協働を基本理念とし、「誰もがしあわせを実感できる独立都市 さんむ」の実現を目指して、平成20年3月に策定されたものです。

本審議会に諮問された「後期基本計画(案)」は、将来都市像の実現を図るため、前期5年間ににおける施策ごとの環境変化や成果達成状況などを踏まえ、後期5年間の施策、基本事業の体系や方向性等を定めたものであり、本審議会として慎重に審議をした結果、この原案を積極的に推進していくことを期待するとの結論に至りました。

なお実施にあたっては、より成果を発揮させ計画を具現化するために、次の事項に十分留意されるよう要望します。

1. 東日本大震災による被害から復旧・復興を成し遂げるため、山武市復旧・復興計画で掲げている「新しい時代の地域社会の創造」の理念が最優先に具現化されるように、積極的な取組を進めること。
2. 後期基本計画の趣旨や内容をわかりやすく、積極的に市民に周知するとともに、事業の実施にあたっては、市民協働やシティセールスの観点を各施策の基盤に据え、行政組織内での横断的かつ柔軟な取組に努めること。
3. 前期基本計画で導入した行政評価制度を活用し、P－D－Sマネジメントサイクルを回した費用対効果の高い事業への資源配分を行うとともに、様々な地域資源を結びつけるためのプロセスを重視することによって、実質的な課題解決につながる行政運営を推進すること。
4. 財政を取り巻く環境変化の中、健全な財政運営を堅持し、より一層の行財政改革の推進に努めること。

資料6 後期基本計画策定経緯

- 平成24年1月27日 **職員説明会の開催**
主な内容 前期基本計画で導入した行政評価システムでの結果をもとに、計画策定を行うことを説明した。
- 平成24年2月6日、7日 **施策設定会議の開催**
主な内容 全6政策について、主管部長、主管課長及び関係課長が、それぞれの政策の環境変化や課題を整理し、施策体系の確認及び見直しを行った。
- 平成24年2月7日 **山武市総合計画後期基本計画策定方針の庁議決定**
- 平成24年3月14日、21日、22日、23日 **基本計画見直しヒアリングの開催**
主な内容 施策ごとに前期基本計画の中間評価を行い、環境変化や課題の見直しを行った。この結果をもとに、施策・基本事業の対象、意図、成果指標の設定を行った。
- 平成24年5月15日 **第1回総合計画策定委員会**
主な内容 施策設定会議及び基本計画見直しヒアリングの結果を踏まえて、施策・基本事業の設定を行った。その結果、施策は29、基本事業は120となった。
- 平成24年5月30日～6月20日 **まちづくりアンケートの実施**
成果指標の現状値を把握するために実施した。
対象 市内在住の16歳以上の中から3,000人を無作為抽出
回答数 1,528名 回収率 50.9%
- 平成24年6月15日 **山武市議会6月定例会への説明(全員協議会)**
主な内容 後期基本計画の策定体制及びスケジュールを説明した。
- 平成24年7月17日 **第2回総合計画策定委員会**
主な内容 序論(案)について確認を行った。
- 平成24年7月25日 **第1回総合計画審議会**
主な内容 山武市総合計画後期基本計画策定方針を確認した。
後期基本計画の序論及び施策体系を確認した。
- 平成24年8月29日 **第3回総合計画策定委員会**
主な内容 重点施策検討データブックをもとに、施策優先度を設定した。
- 平成24年9月5日 **後期基本計画の目標値設定説明会の開催**
主な内容 係長以上の職員を対象に、施策優先度を説明した。これをもとに、施策・基本事業の成果指標への目標値(後期めざそう値)を設定することを確認した。

- 平成24年9月28日 **第2回蓮沼、松尾、山武、成東地区地域審議会**
主な内容 後期基本計画策定体制及びスケジュールを確認した。
後期基本計画の序論及び施策体系を確認した。
まちづくりアンケート結果を確認した。

- 平成24年10月2日 **第1回シティセールス推進検討会議**
主な内容 主管課・関係課の設定、施策・基本事業の体系及び成果指標の設定について検討した。

- 平成24年10月11日 **第4回総合計画策定委員会**
主な内容 施策・基本事業の成果指標について、後期めざそう値を設定した。

- 平成24年10月24日 **第2回総合計画審議会**
主な内容 施策優先度及び後期めざそう値について確認した。
まちづくりアンケート結果を確認した。

- 平成24年11月1日 **第2回シティセールス推進検討会議**
主な内容 主管課・関係課、施策・基本事業の体系及び成果指標を設定した。
本施策を推進するための事務事業について検討した。

- 平成24年12月7日 **第3回総合計画審議会**
主な内容 後期基本計画(原案)について確認した。

- 平成24年12月19日 **パブリックコメントの実施(意見件数: 1件)**
～平成25年1月18日

- 平成24年12月21日 **山武市総合計画後期基本計画(案)について総合計画審議会に諮問した。**

- 平成25年2月1日 **第4回総合計画審議会**
主な内容 山武市総合計画後期基本計画(案)について答申の協議を行い、会長から市長へ答申書が提出された。

- 平成25年2月19日 **第5回総合計画策定委員会**
主な内容 山武市総合計画後期基本計画を決定した。

- 平成25年2月21日 **山武市議会3月定例会への説明(全員協議会)**
主な内容 山武市総合計画後期基本計画を説明した。

資料7 山武市総合計画基本構想

【平成20年3月14日 議決】

1 基本理念と将来都市像

基本理念 「ともに手を携えて誇りを持てるまちづくり」

まちづくりの主人公である市民、そして行政がともに手を取り合って協力し、山武市に暮らす市民一人ひとりが誇りを持てるまちをつくりましょう。

将来都市像 誰もが しあわせ を実感できる独立都市 さんむ

未来の山武市のために今できること、しなければならないこと

【政策1】暮らしを支える快適なまちづくり〔都市基盤の整備〕

【政策2】住みやすい環境と安全なまちづくり〔暮らしやすい環境の整備〕

【政策3】にぎわい豊かな暮らしを創出するまちづくり〔産業経済の振興〕

【政策4】だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり〔保健・福祉・医療の充実〕

【政策5】生涯を通じて人と人とがふれあい共に学びあえるまちづくり〔教育・文化の振興〕

【政策6】市民と行政が協働してつくるまちづくり〔コミュニティ推進と行財政の効率化〕

2 基本フレーム

① 将来人口

○人口・世帯数

本市の将来人口は、前期基本計画の目標年度である平成24年度(2012年度)56,000人、最終目標年度の平成29年度(2017年度)には、54,000人と想定します。

年齢3区分別人口では、65歳以上人口比率が平成17年には22.0%でしたが、平成29年度には、33.3%と想定し、増加率38.4%と急激な高齢化が進むものと予想されます。

14歳以下の年少人口は、平成29年度には、全体の9.3%と1割を割り込み減少率37.6%と著しい少子化に進展するものと予想されます。

また、将来の世帯数については、平成24年度には19,000世帯、平成29年度には18,800世帯と想定します。

② 就業人口

本市の就業人口は、人口の減少とともに少子高齢化が進展し、減少する見通しです。

産業別就業人口では、第1次産業就業人口、第2次産業就業人口が減少し、第3次産業就業人口は、全体人口が減少する中、他産業からの流入により、横ばいで推移するものと予想されます。

3 土地利用構想

将来の都市像「誰もがしあわせを実感できる独立都市さんむ」を実現するため、本市の持つ歴史的、自然的、社会的特性をふまえ、それぞれ地域にあったまちづくりを推進します。

このため、将来の土地利用を大きく「丘陵価値創造ゾーン」「市街地ゾーン」「田園価値創造ゾーン」「海浜レクリエーションゾーン」の4ゾーンに区分し、恵まれた自然環境と調和のとれた秩序あるまちづくりに向けて、効率的な土地利用の促進に努めます。

① 丘陵価値創造ゾーン

丘陵価値創造ゾーンには千葉東金有料道路が横断し、その周辺には、緑豊かな丘陵地と、にんじん、さといもなどの野菜やスイカ、なしなどの果実が栽培された農地が広がっています。

この地の利を活かし、首都圏の食料基地として、安全・安心・新鮮など消費者ニーズに的確に対応した都市近郊型農業の発展に努めるとともに、観光農園や体験農業の充実を図り、都会の人々との交流による体験型農業観光の推進に努めます。

また、自然環境との調和に留意しながら、成田国際空港への交通アクセスに恵まれた好立地を活用し、工業や流通業などの拠点機能の集積や、首都圏としての定住環境機能の整備充実などを促進します。

② 市街地ゾーン

街地ゾーンは、本市の中央部に位置し、国道126号が横断しＪＲ総武本線と東金線が接続するなど交通の要所であり、また行政拠点として本市の中核を担う重要な地域です。国道周辺には、大型商業施設などの生活関連施設や市役所をはじめとする公共機関が集中し、一方ではいちごの観光農園が軒を連ねるなど、利便性が高く、賑わいを創出している地域となっています。

今後は市街の景観にも充分配慮し、国道沿線及び成東駅や松尾駅周辺などの交通アクセス拠点の環境整備に努め、計画的な市街化の誘導を図ります。

③ 田園価値創造ゾーン

田園価値創造ゾーンには、広大で肥沃な水田が広がりを見せ、本市有数の農業生産地帯となっています。特に本市を含む周辺地域は、水稻の早場米地区として古くから知名度があり全国的にも需要があるため、地元農産物のブランド化を推進し、農地面積の集約化による農業経営の大型化や、遊休農地の活用を促進するなど、農業の振興に努めます。

また、市内の農産物直売などを通じ、地産地消を推進するためのシステムを構築します。

④ 海浜レクリエーションゾーン

海浜レクリエーションゾーンは、太平洋に面した九十九里浜の一角を形成する成東、蓮沼海岸の白砂青松の自然環境を背景とした、海水浴客で賑わう地域となっています。成東海岸は、県下屈指の長い海岸線を誇り、白く広大な砂浜は南国風のビーチとして人気を博しています。一方、蓮沼海岸には、プールを中心とした様々なレクリエーション施設が整備され、家族連れなどが夏の彩りに一層の賑わいを創出しています。

今後は、この開かれた九十九里沿岸地域で、多彩なイベントを実施しながら、太平洋の青く明るいイメージを通して、本市の魅力を全国にアピールする観光発信地区とします。

また、自然環境に調和した景観の形成や、本市独自の物産の直売や食の魅力の創出などにより、一年を通じて楽しめる観光資源の整備発掘をし、通年型の観光地づくりに努め、来遊者の増加を図ります。

4 山武市の課題

少子高齢化の進展により、65歳以上のいわゆる高齢者の人口比率は、平成17年の国勢調査においては22.0%でしたが、平成29年度には、33.3%まで上昇し、一方14歳以下の人口は、9.3%と1割を割り込むことが予想されます。

少子高齢化は、単に人口減少ということだけではなく、就業人口の減少による歳入規模の縮小や、福祉・医療などにかかる歳出の増大など、健全な財政運営に支障をきたします。

また、本市においても行財政改革に取り組んでいますが、市民ニーズの高度化・多様化による行政需要の拡大は今後も進み、現行のままの仕組みを継続すれば、近い将来には財源は確実に不足します。

今後も地域社会が発展し、市民が安心して暮らせるためには、これまで以上に地域が一体となってまちづくりに取り組み、市民生活にとって本当に必要なものは何かを見極め、効率的な行財政運営を行い長期的に安定した財源の確保と強固な行財政基盤を築かなければなりません。

以下に6政策の各分野から課題と大綱をまとめました。

5 政策の課題と大綱

【政策1】暮らしを支える快適なまちづくり【都市基盤の整備】

《課題》

暮らしを支える快適なまちづくりには、地域の持つ特性や周辺環境を生かした都市基盤の整備が必要です。

しかしながら、急激な高齢化、市民ニーズの多様化、そして、特に財政状況の悪化により社会資本の整備が遅れ、市民の暮らしに影響が出ています。

限られた財源の中で、市民が快適に暮らせるように道路網や交通手段の確保を含めた交通網の整備充実を図らなければなりません。

また、安心・安全に暮らしていくには、防災・消防対策の充実も必要です。

そのためには、消防署との連携を更に強化し、防災体制を整備することや地域防災計画の周知徹底を図らなければなりません。

市民が、安心して安全に暮らせ、そして手軽に買い物などができる利便性を確保し、「住んでて良かった」と言われる環境を整えることが行政の役割です。

《大綱》

人々が安心、安全、そして利便性を確保して暮らしていける都市基盤を整えることは、まちづくりの大きな要素です。誰もが気軽に移動できるよう道路網の整備や公共交通を確保することにより、地域間交流が活発化され活気のあるまちになります。

本市の顔とも言える駅周辺の利便性を向上させるための整備や潤いのある市街地整備を進め、生活重視のまちづくりに取り組みます。そのための整備方針を定め計画的に進めます。

防災・消防対策では、防災体制の整備を図り、地域防災能力を強化・向上させます。

また、災害に対しては迅速かつ的確な初動体制が重要であることから、地域防災計画を有効に機能させ、被害を最小限に抑えます。

【政策2】住みやすい環境と安全なまちづくり【暮らしやすい環境の整備】

《課題》

本市には、恵まれた自然環境が残っています。豊かに残った自然は保全し、壊れてしまった自然は取り戻し、より暮らしやすい生活環境をつくらなければなりません。温暖化などの地球規模で深刻化する環境問題に対しては、市民、行政、事業所が一体となって取り組む必要があります。ごみの減量化・資源化・リサイクルの推進など、環境に対する重要性を一人ひとりが意識して取り組みを実践することが重要です。

また、航空機騒音直下の地域については、発着便の増加に伴い騒音対策の更なる充実が必要になります。

一方近年は、国際化の進展や地域社会における連帯意識の希薄化など様々な社会情勢の変化を背景に刑法犯罪件数が増加しており、高齢者・幼児などの交通事故も増加傾向にあります。

このような状況のもとで、犯罪や交通事故を防止するためには、警察による取締りに加え、常に市民一人ひとりが防犯や交通安全に対する規範を意識し、地域ぐるみで取り組むことが必要です。

《大綱》

恵まれた自然環境と地下水を保全するため不法投棄の防止などに努め、すべての市民が快適で衛生的な生活を営むことができるよう、生活衛生環境を充実させます。

さらに、市民、行政、事業所が一体となり、ごみの減量や排出抑制に取り組むことにより、自然環境への負荷が少ないまちにします。

成田国際空港と周辺地域の更なる発展を期するため、空港との新たな共生・共栄の実現を目指します。

また、防犯対策については、「山武市安全で安心なまちづくり推進条例」に基づき、住民、自治会等、事業者の防犯意識を高め、自主的な防犯活動を推進し、安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

交通安全対策については、「山武市交通安全条例」に基づき、市民、警察及び交通安全協会などと連携を図り、飲酒運転の撲滅や交通弱者(高齢者や子ども)が交通事故に遭わない環境整備に努め、安全で快適な生活空間づくりを進めます。

【政策3】にぎわい豊かな暮らしを創出するまちづくり【産業経済の振興】

《課題》

農業で生計を立てるのが難しい、または先行きが不透明であるということを主な原因として、本市の農業人口は減少しています。

農業は、本市の基幹産業であることから、担い手の育成を含め安心して農業を続けることが出来る環境づくりが必要です。

商業においては、市民が市内で買い物をせず市外で買い物をすることなどにより購買力が流出し、商店の閉鎖が相次いでいます。

工業においては、有力企業が合理化のために工業団地からの撤退も見られます。

また、雇用の問題として、市内に働く場所が少ないことがあげられます。

観光業では、季節的な賑わいにとどまっているため、通年型観光への移行を進めなければなりません。

このような状況下においては、農林水産業、商工業、観光業がそれぞれの分野だけで、独自に現状を改善することは非常に困難です。本市の産業を活性化させるためには、古くから伝承される文化や資源などを活かし、市民の一体感の醸成を図ることが重要であり、産業分野を越えた横断的な取組みや異業種との円滑な連携が必要です。

《大綱》

農林水産業は、食料生産だけにとどまらず、環境・景観の保全や防災、地域振興、教育など多面的な機能を有しているので、意欲ある担い手の育成や生産基盤の強化、森林整備等自然環境との共生を図った事業を展開します。

商業は競争力ある質の高い商業・サービス業店舗の立地を推進し、地域住民が利用しやすく、若者にも魅力ある商店街づくりを支援します。

工業では、新企業の立地促進を図り、新たな雇用を創出します。

観光業においては、夏期中心の観光から、通年型の観光地づくりを目指します。特に観光業は農林水産業、商工業への相互乗り入れが多分に期待できる分野であることから、観光客誘致による農林水産業及び商工業との相乗効果を創出します。

【政策4】だれもが生きがいを持って 安心して暮らせるまちづくり 【保健・福祉・医療の充実】

《 課 題 》

少子高齢化の進展により、市民一人ひとりが抱える潜在的な健康や福祉の問題は多く、介護が必要になる前の予防や健康づくり等、高齢者への介護予防支援の取り組みや、少子化による子育て家庭に対する環境づくりが必要です。

また、核家族化や共働き家庭の増加により、日常生活における市民間の交流が停滞し「住民同士のつながり」も希薄化しており、これからの福祉を考えると、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」を進め、地域の助け合いによる福祉（地域福祉）を推進する事がが必要です。

健康については、運動不足や食べすぎなどによる、高脂血症や糖尿病が増えているため、これらの生活習慣病を抑制することが必要です。

一方、地域医療の面では公立病院の勤務医が不足しているため、夜間救急の受け入れが困難なことなどから市民の持つ地域医療への不安が大きい現状があります。したがって、市民が安心できる医療体制を確立しなければなりません。

《 大 綱 》

高齢社会において市民だれもが生きがいを持って安心して暮すことが出来るように、市民の健康づくりの実践支援、疾病予防などを推進するとともに、健康増進体制の充実を図ります。

また、介護保険事業計画を円滑に実施し、高齢者保健福祉計画に基づく元気な高齢者育成に努めます。人として、誰もが平等に生きる権利を実現するノーマライゼーションの理念のもとに自立支援に向けた障がい福祉を充実し、健全な子どもたちの育成、また近年急速に高まっている子育て支援の需要に対応する体制構築を図ります。

地域医療については、国の医療制度改革に大きく影響するものではありませんが、市民と行政が一体となり、最大限の努力をもって、市民のための医療体制の確立に努めます。

* ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ自然であるという考え方

【政策5】生涯を通じて人と人とがふれあい 共に学びあえるまちづくり 【教育・文化の振興】

《 課 題 》

少子化、核家族化の進展に伴い、本来家庭でおこなうべきしつけなどの規範意識や倫理観を学ぶ場としての家庭の役割が希薄化していることから、「家庭教育力」を見直す必要があります。地域においては、同年齢や異年齢との交流を通じての人間関係を学ぶことや社会性を身に付けることが難しくなり、改めてコミュニティや連帯意識を醸成する必要があります。

学校における学力低下・いじめ・不登校問題、家庭における虐待等の問題も増加していることから、人権意識の高揚を図るとともに学校・家庭・地域が連携して本市の将来を担う子どもたちを育てなければなりません。

また、市民の一人ひとりが生涯を通じて学ぶ喜びを実感できるような学習の機会の確保や児童生徒の体力の低下、市民の健康づくり等スポーツに対する多様化したニーズにも対応しなければなりません。

一方、町村合併、少子化などによる学校施設をはじめとする教育施設の適正配置及び効率的な経営も図らなければなりません。

さらに、女性、子ども、高齢者、障がい者など、すべての人が差別意識や偏見をもたない社会の実現を構築しなければなりません。

《大綱》

学校教育では「活きた学力」をはじめとする「生きる力」を育む教育の推進を図るとともに、一人ひとりの個性や人権を尊重した学校づくりと地域の人たちの声や想いを反映できる仕組みをつくります。

地域の教育では、学校・家庭・地域との相互理解や信頼関係を築くため積極的に情報を発信し、地域で子どもたちを育てていくという視点で「地域教育力」の向上に努めます。

家庭教育では、すべての教育の出発点であるという原点に立ち返り、家庭におけるしつけや基本的な生活習慣など「家庭教育力」の向上を推進します。

生涯学習では、芸術文化、スポーツなど生涯にわたって自ら学んでいける学習の機会を充実させ、健康で長生きの喜びを実感できるまちをつくります。

学校施設をはじめとする教育施設では、合併後大きく変わった環境の中で、適正な配置と安全・安心な施設整備を限りある予算の中で計画的に実施していきます。

また、家庭、学校、地域社会、職場など様々な機会をとらえて、人権教育、人権啓発を推進していきます。

【政策6】市民と行政が協働してつくるまちづくり【コミュニティ推進と行財政の効率化】

《課題》

地方分権の進展や多様化する市民ニーズにより、これまでのような画一的な行財政運営では、現実的な課題を根本的に解決することが困難です。本市の財政状況は、合併による優遇措置があるものの非常に厳しい状況にあり、選択と集中による戦略的な経営を推進して健全化を図らなければなりません。

また、地域参加への価値観が多様化しており、市民相互の結びつきが希薄になってきています。

こうした中、自主財源を積極的に確保するとともに、限られた財源を有効かつ効率的に活用しなければならず、市民と行政が情報を共有することにより市民ニーズや市の現状を的確に把握し、重点的に取り組む分野を選択することや行政が担ってきた分野の見直しなど効率性を高めなければなりません。

さらに、魅力あるまちにするためには、市民一人ひとりが地域に愛着を感じ、市民と行政がそれぞれの役割分担を明確にし、お互いに信頼のうえ協働によるまちづくりを進めることや異文化を理解し、多様な価値観を認め合うことが必要です。

《大綱》

市民が主人公の誇りあるまちづくりを進めます。

そのために、自治会などの地域での主体的な活動を活性化するとともに、ボランティア・NPOなどの活動支援などを行います。

市民活動施設の整備により、さまざまな組織やグループの連携を深め、多くの市民が自主的に活動を展開し、参加できる環境を整えます。

また、自立を目指すカギは健全財政の堅持であることから、町村合併に伴う財政優遇措置の終了を見据え、健全な財政運営を推進します。

行政評価の考え方により、積極的に施策・事業の見直しを行い、市民の理解を得て計画的・効率的な行財政運営を推進するとともに、時代の変化に対応できる職員の育成と組織づくりに努めます。

さらに、高度化、多様化する市民ニーズに対応するため、市民の意向を的確に把握するとともに、個人情報保護など情報管理を徹底したうえで行政の持つ情報の積極的な提供と説明責任により、市民と行政がそれぞれの役割を理解し、良好な信頼関係のもと協働によるまちづくりを推進します。